

高知市行政不服審査法施行条例（平成28年高知市条例第16号）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 高知市行政不服審査会（第3条―第13条）
 - 第3章 審理手続（第14条―第16条）
 - 第4章 提出資料の交付手数料等（第17条―第19条）
 - 第5章 委任（第20条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行について、法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「政令」という。）及び行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第2章 高知市行政不服審査会

（設置）

第3条 法第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、市長の附属機関として、高知市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第4条 審査会は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

（会長）

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

（会議）

第7条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門委員）

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 第5条第3項及び第11条の規定は、専門委員について準用する。

(合議体)

第9条 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。ただし、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

- 2 前項本文及びただし書の合議体に審査長を置き、当該合議体を構成する委員の互選によりこれを定める。
- 3 第1項本文及びただし書の合議体の会議は、当該合議体の審査長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 第1項本文の合議体はこれを構成する委員の全て、同項ただし書の合議体は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 5 第1項本文及びただし書の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、当該事件に係る議事に参加することができない。
- 7 審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の決議をもって審査会の決議とする。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第10条 審査会は、必要があると認める場合は、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定に基づき事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(守秘義務)

第11条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第3章 審理手續

(弁明書の提出)

第14条 処分庁（法第4条第1号に規定する処分庁をいう。）は、次に掲げる書面を保有するときは、法第29条第3項第1号に掲げる弁明書にこれを添付するものとする。

- (1) 高知市行政手續条例（平成9年条例第3号）第24条第1項の調書及び同条第3項の報告書
- (2) 高知市行政手續条例第27条第1項に規定する弁明書

(審査請求人等による提出書類等の閲覧等)

第15条 審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）は、法第41条第1項又は第2項の規定により審理手續が終結するまでの間、審理員に対し、前条各号に掲げる書面の閲覧又は当該書面の写しの交付を求めることができる。この場合において、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

- 2 審理員は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る書面の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審理員が必要ないと認めるときは、この限りでない。
- 3 審理員は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。
- 4 法第9条第3項に規定する場合における前3項の規定の適用については、これらの規定中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

(交付の方法)

第16条 前条第1項の規定による交付の方法は、次の各号のいずれかの方法によってする。

- (1) 前条第1項の書面の写しの交付にあつては、当該書面を複写機により用紙の片面又は両側に白黒又はカラーで複写したものの交付

(2) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

第4章 提出資料の交付手数料等

（手数料の額）

第17条 法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。第19条において同じ。）及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項並びに第15条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。

(1) 政令第11条第1号若しくは第2号又は第16条第1号に掲げる方法による交付 用紙1枚（両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とする。）につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）

(2) 政令第11条第3号又は第16条第2号に掲げる交付の方法 政令第11条第1号若しくは第2号又は第16条第1号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円

（手数料の不還付）

第18条 納付された手数料は、これを還付しない。ただし、市長において特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（手数料の減免）

第19条 法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項並びに第15条第1項の規定による交付を行う者は、当該交付を受ける審査請求人等が経済的困難により交付手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

第5章 委任

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（会議の招集に関する特例）

3 この条例の施行の日以後最初に開催される審査会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

高知市行政不服審査法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行について、法、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）及び行政不服審査法施行規則（平成28年総務省令第5号）並びに高知市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第16号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の求め)

第2条 条例第15条第1項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- (1) 交付に係る条例第15条第1項に規定する書面（以下「対象書面」という。）を特定するに足りる事項
- (2) 対象書面について求める交付の方法（条例第16条各号に掲げる交付の方法をいう。）
- (3) 対象書面について第4条に規定する送付による交付を求める場合にあっては、その旨
(交付手数料の減免)

第3条 条例第19条の規定により交付手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）は、法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。）若しくは法第81条第3項において準用する法第78条第1項又は条例第15条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を当該交付を行う者に提出しなければならない。

- 2 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

(送付による交付)

第4条 法第38条第1項又は条例第15条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等は、法第38条第4項又は条例第17条の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を納付して、交付に係る法第38条第1項に規定する書面若しくは書類若しくは対象書面の写し又は交付に係る同項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、市長が別に定める方法により納付しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、前項中「法第38条第4項又は条例第17条の規定により納付しなければならない手数料」とあるのは「手数料」と、「交付に係る法第38条第1項に規定する書面若しくは書類若しくは対象書面の写し又は交付に係る同項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面」とあるのは「交付に係る法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料の写し又は交付に係る同項に規定する電磁的記録に記録された事項を記載した書面」と読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。